

5文庁第4146号

独立行政法人国立文化財機構理事長

令和5年6月29日付け独法文決第2号で提出のあった令和4年度財務諸表について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第1項の規定に基づき承認します。

なお、利益の処分に関する書類については、令和5年12月20日で提出のあったものとします。

令和5年12月27日

文部科学大臣

盛山 正 仁